

(仮称) 君津市立貞元保育園 基本構想 (素案)

令和3年 月

君津市

目次

第1章 構想の策定にあたり

1-1 本構想の背景と目的	・・・	1
---------------	-----	---

第2章 君津市における保育環境の現状と課題

2-1 君津市の保育環境の現状	・・・	2
2-2 保育士ニーズの把握	・・・	4
2-3 解決すべき課題の整理	・・・	5
2-4 (仮称) 貞元保育園の役割	・・・	7

第3章 基本的な考え方の整理

3-1 基本理念	・・・	8
3-2 基本方針	・・・	8
3-3 施設整備方針	・・・	10

第4章 法的制約および安全性の整理

4-1 計画地の概要	・・・	11
4-2 法的条件の整理	・・・	12
4-3 周辺環境	・・・	13
4-4 前面道路拡幅の検討	・・・	15
4-5 災害リスクの分析と対応策の検討	・・・	18
4-6 構造種別の検討	・・・	23

第5章 事業工程

5-1 事業工程	・・・	24
----------	-----	----

添付資料

法規制一覧	・・・	25
-------	-----	----

第1章 構想の策定にあたり

1-1 本構想の背景と目的

子どもは社会の宝であり、子育ては未来の日本を支える人材を育む大事な営みです。本市では、「第2期君津市子ども・子育て支援計画」に基づき、「きぼうに満ちたこどもの未来へ みんなが笑がおで元気に つながる子育てのまち」を基本理念として、子ども、保護者、地域の3つの視点に立ち、教育・福祉・保健など多様な分野にわたる施策を実施してきました。

その中でも、保育を中心とした子育て支援施策は、仕事と子育ての両立を果たし、ジェンダー平等社会を実現する上で、最も重要な取り組みの一つです。

また、核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、地域全体で子育てを支える社会の構築に向けて、公立保育園、民間保育施設がそれぞれの特色を活かした保育サービスの充実に取り組んできました。

このような社会情勢の中で、近年、保育園を取り巻く環境は大きく変わり、入園している子どもへの安全で安心な保育の提供やその保護者の支援、さらに地域の子育て家庭への支援を行うなど、より一層、多くの重要な役割が求められています。

本市の公立保育園の多くの園舎は、建設から45年～50年程経過し、著しく老朽化が進んでいることから、子どもたちにとって安全で安心な保育環境を確保するために建替え等の対応が急務となっています。

また、これまで多様化する保育ニーズに対応するため、民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、現在も君津地区では保育士不足などから待機児童が解消できていません。

これらの問題を解決するには、老朽化した公立保育園の再整備を図ると同時に、引き続き公立保育園から民間保育園への移行を推進し、老朽化した公立保育園の再整備を図り、保育・子育てサービスのネットワーク体制を構築していくことが重要です。

特に基幹保育園となる（仮称）貞元保育園においては、組織的な基盤を背景として蓄積してきた専門知識やノウハウ等を更に充実させ、君津市全体の保育及び子育て支援の質の向上を図ることが求められています。

地域や自然との共生の中で、子どもたちの育ちを支え、子育てを介して地域をつなぐ取り組みは、持続可能な社会の実現へとつながります。

豊かな自然や地域の人々とのつながりを通して子どもの育ちを支える（仮称）貞元保育園整備の指針を示すため、本構想を策定します。

第2章 君津市における保育環境の現状と課題

本章では君津市における保育環境の現状と課題を整理し、（仮称）貞元保育園の担う役割を明らかにします。

2-1 君津市の保育環境の現状

（1）市内保育園の現状

本市では、平成27年10月に「君津市保育環境整備に関する基本方針」を策定し、保育サービスのより一層の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに柔軟かつ迅速な対応を目指して、民間活力を積極的に導入してきました。

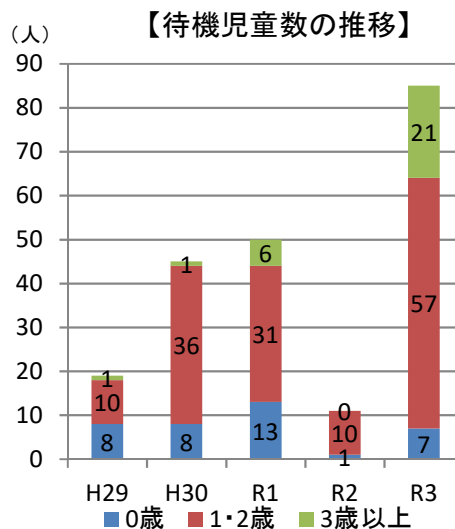
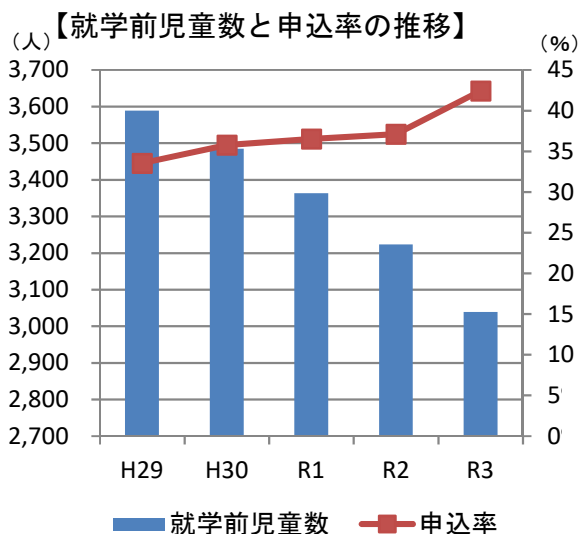
この方針に基づき、公立保育園の民営化、民間保育施設の誘致を推進した結果、令和3年4月1日現在、市内には公立保育園10園、民間保育施設8園、公立認定こども園1園の保育施設があり、定員は公立保育園930人、民間保育施設480人、公立認定こども園150人となり、全体では1,560人に達します。

（2）保育ニーズの状況

就学前人口は減少傾向にある中でも、本市の女性就業率は、女性の社会進出の増加に伴い上昇傾向にあります。また、そのような背景から、保育園の申込率（申込者数／就学前児童数）は、平成29年度は約33.5%であったのに対し、令和3年度は約42.4%と約9%増加しています。

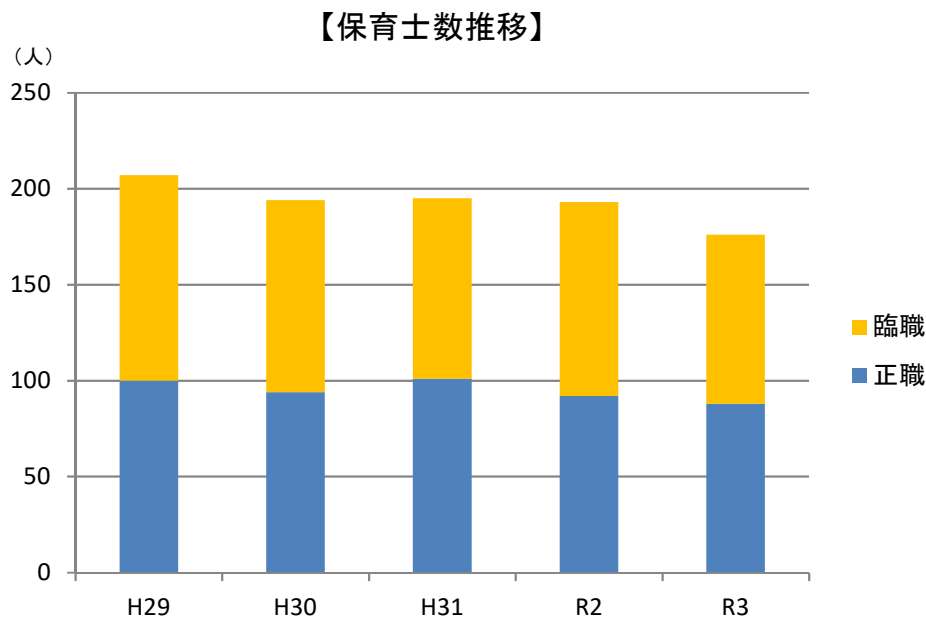
今後においても女性の就業率の上昇を考慮すると、令和6年度まで、段階的に保育の申込件数は増えると予測します。

また、令和3年4月1日現在の待機児童数は85人となっており依然として待機児童は解消しておらず、年齢別では、0歳児が7人、1歳児が30人、2歳児が27人、3歳児が19人、4歳児が2人、5歳児が0人となり、3歳未満児の割合が全体の約75%を占める程の高い傾向にあります。



(3) 保育士数の推移

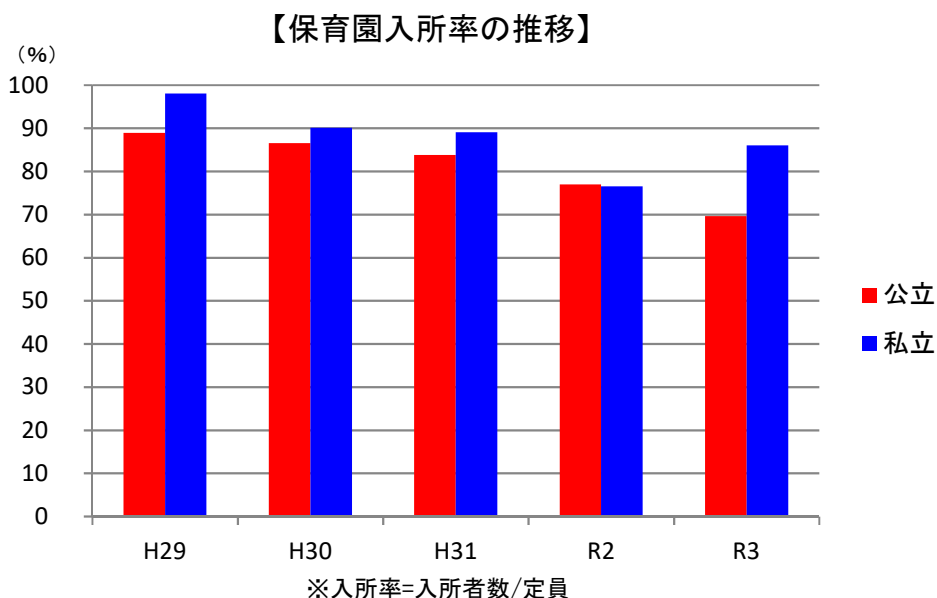
正規保育士、臨時保育士ともに減少傾向にあります。臨時保育士は勤務時間が短い
ため、常勤換算した保育士数はさらに下がります。



(4) 保育園入所率の推移

保育園入所率の推移を、公立と私立で比較すると、ともに減少傾向にありますが、
公立のほうが減少傾向が大きいことがわかります。令和3年4月1日現在では、入所
率7割以下の公立保育園が4施設あります。

公立保育園が定員割れとなる主な理由は、中山間地域における児童数の減少や保育
士が確保できないことによるものと考えられます。



2-2 保育士ニーズの把握

令和元年9月に実施した市内公立保育園に在籍する正規職員の保育士を対象とした（仮称）貞元保育園整備におけるアンケート調査結果を基に①コンセプト、②導入したい保育サービス、③施設環境、④民間保育園との連携、⑤運営の5つの項目ごとに主な意見を整理し、保育士ニーズをまとめました。

項目	キーワード	主な意見
コンセプト	基幹保育園の役割	セーフティネットの役割を担う保育園
	安全安心	安全で安心して過ごせる保育園
	地域連携	地域と交流のある保育園
	子どもの主体性	子どもの主体性を大切にした保育園
	自然・環境	自然を活かした保育園
	ゆとり	のびのびと過ごせる環境、くつろぎ・やさしさを感じられる保育園
	利便性	子ども・保護者・保育士が利用しやすい保育園
導入したい保育サービス	子育て支援・一時保育	子育て相談、時間外保育、休日保育
	特別ケア	発達障害支援相談窓口、療育の場、病児・病後児保育の充実
	保護者との交流	プレ保育園体験、セミナー・イベント開催
	地域資源の活用	地域の人が気軽に立ち寄れる場の創出、サポート人材の育成
施設環境	安全安心	安全・安心でアットホームな雰囲気保育園
	自然体験	自然体験や自然栽培できる環境整備、多様性のある園庭や遊び場の創出
	グループ保育・目的別保育	グループ保育や目的別保育の出来る保育室
	食育	食育環境の整った保育園
	水まわり	トイレ・シャワー・手洗い場など水回りの充実、水遊びができる園庭
民間保育園との連携	保育士連携	主任保育士や若手保育士の連携
	研修交流	保育、研修、食育、テーマ別分科会の開催、情報交換、合同研修会の開催
	保育交流	定期的な保育交流やイベント交流
運営	人材確保	十分な保育士の確保、専門人材の充実、小人数保育
	業務効率化	情報発信、ICT化
	連携	保育交流、研修交流、総合窓口機能・相互安全体制の確立

2-3 解決すべき課題の整理

(1) 公立保育園の老朽化への対応と計画的な再整備・維持管理の実施

昭和40年代に建設されて築50年程経過した園舎の多くは著しく老朽化が進行しています。地震発生時に園舎の瞬時倒壊を防ぎ、園児等が安全に避難する時間と経路を確保するための園舎の安全対策工事の実施等の対応を行っていますが、本質的な改善には至っておらず、大規模地震や大型台風などの自然災害に備え早期に建替えが必要な状況です。

建替えなど再整備に当たっては、実現したい建物像、導入機能、構造種別、コスト等のバランスを見極めながら計画するとともに、維持管理計画の立案・実行・見直しを行うなど、中・長期的な視点に立ち、建物を健全に維持していくための方策を確立する必要があります。



瞬時倒壊を防ぐ安全対策工事を実施した木造園舎(久保保育園、上湯江保育園、常代保育園)

(2) 待機児童の解消

君津地区では認可保育園や小規模保育園の整備により、全体の定員数は増加したものの、新たな保育需要の高まりや保育士不足の影響から定員枠まで預かることが出来ておらず、3歳未満児を中心に待機児童が発生しています。

今後は、保育士の働きやすい環境整備や保育士確保に向けた取り組みを進めるなど、施設整備と保育士確保の両面から待機児童の解消に取り組む必要があります。

(3) 保育の質の維持・向上

ア 保育の質の維持・向上

民間保育施設と連携・協力し、市全体で保育の質の維持・向上に努め、より質の高い教育・保育を提供していくことが求められています。

イ 保育士人材確保と保育士のスキルアップ機会の提供

保育士になりたい学生の就学支援や潜在保育士の復職支援、市域外の保育士を対象にした移住定住制度の確立など、保育士確保に向けた多角的な取り組みが必要です。また、ICT化等による業務の効率化や研修機会の充実など労働環境の改善と保育士の能力向上に努め、やりがいのある保育を実践できる環境づくりに取り組む必要があります。

（４）保育のセーフティーネットの体制づくり

ア 配慮が必要な子どもや保護者の支援

障害や疾病等による医療的ケアを必要とする児童の受け入れや近年増加傾向にある発達において何らかの心配がある児童の対応方法等を関係機関と協力して考え、そのノウハウを市内の保育施設と共有することで、保護者の就労支援を強化する必要があります。

イ 多様化する保育ニーズへの対応（休日保育への対応）

近年の就業形態の変化に伴う保育ニーズの多様化に応えるため、本市ではこれまでに時間外保育事業、一時預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業を実施してきました。その一方で、現在本市で実施がない休日保育などのニーズにも対応できる体制の確立が求められています。

（５）子育て家庭への支援の充実

子育ての不安や負担の解消を図るため、本市では地域子育て支援拠点事業、保育園・こども園の園庭開放、母子保健相談、子育て世代包括支援センター運営事業（すこやか親子サポート「つみき」）など切れ目のない支援を行うとともに、関係機関との連携強化を図ってきました。

今後も地域とのつながりを大切に、地域住民と子どもの交流できる場や未就園児がのびのび遊べる場、気軽に子育て相談できる場の創出を図るなど、子育て家庭を支え、安心して子育てしやすい環境づくりを進める必要があります。

（６）持続可能な社会の実現に貢献する取り組み

私たちが子どもたちの未来を守るため、持続可能な社会の実現に貢献する環境整備や運営が求められています。公立保育園の再整備においては環境負荷低減を考慮した施設整備や自然との共生を取り入れた環境保育を実践する試み、世代間交流や子育て世代の移住・定住に向けた取り組みを行い、地域の持続的発展に向けた方策を確立し、推進していく必要があります。

2-4 (仮称) 貞元保育園の役割

本市における保育環境の様々な課題の解決に向けて、全市的・包括的な視点に立ち、(仮称) 貞元保育園の担うべき役割を明らかにします。

(1) 老朽化した公立保育園の再整備を推進する

老朽化が進んでいる久保保育園、上湯江保育園、常代保育園に代わって、大規模災害にも耐えられる建物を整備するとともに、予防保全や計画的維持管理などにより、施設の長寿命化に努めた整備に取り組みます。

(2) 待機児童を解消する

公立保育園全体での保育士の効率的な再配置を行うとともに、新たな保育人材の確保や育成に努め、保育士不足による待機児童の解消を図ります。また、ICT化を推進するなど労働環境を改善し、保育しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 保育の質の向上に寄与する

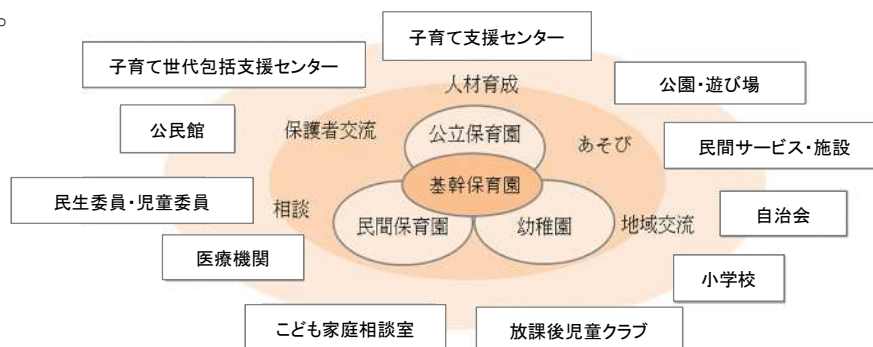
(仮称) 貞元保育園を拠点とし、保育研修などを通じた市内保育施設との連携強化や先導的保育プログラム実習による保育士のスキルアップ、保育人材の育成、ICT導入による業務の効率化など、保育の質・専門性の向上に向けた取り組みを行い、その成果を市内保育施設間で共有し、市全体での保育の質の向上に努めます。

(4) 保育のセーフティーネット機能を強化する

医療的ケアや、発達支援など配慮が必要な児童、障害児、要保護児童への対応を強化するとともに、緊急保育、災害時の早期開園、代替保育や休日保育など保育のセーフティーネット機能の強化に向けた取り組みを推進します。

(5) 地域子育て支援機能を強化する

様々な機関との連携が図りやすい公立の基幹保育園の強みを活かし、施設内に新たに地域子育て支援機能の場を創出することで、相談機能の強化や子育て交流機会の充実を図り、子育て世帯をはじめとする誰もが利用しやすい地域子育て支援拠点の中核を担います。



(6) 持続可能な社会の実現に向けた取り組み

持続可能なまちや社会を形成するため、安心して子育てできる施設を目指します。地球環境に優しい環境整備の先導的役割を目指すとともに、子育てを通して地域とつながり、人材の発掘や育成を図る仕組みづくりに取り組みます。

第3章 基本的な考え方の整理

本章では第2章で示した（仮称）貞元保育園の役割を果たすため、施設整備にあたり、基本理念、基本方針、施設整備方針を整理します。

3-1 基本理念

自然とともに みんな笑顔で 生きる力を育む つながる子育ての拠点

私たちは生き方や価値観が多様化する時代に生きています。将来、子どもたちの就く仕事の多くは現在、存在すらしない新しいものになると言われています。将来の予測が難しい時代を前に、自ら考え、行動し、自らの人生を拓いていく人間になるには、0～6歳的人格形成期に、多くの原体験を通じて「生きる力」を養うことが重要です。

また、保育園は「昼間の家庭」と言われるように、みんなが安心できる生活の場です。子どもたちは、様々な人たちと出会い、豊かな自然や地域で受け継がれてきた文化に触れ、「感じること」を通して生きる世界そのものを学びます。

家のように安心できる居場所を拠り所に、自然の持つ奥深さや多様性が子どもの自発的な育ちを促し、保育士、保護者、地域の人とのつながりが地域を豊かに育んでいく、ともに育ちあう保育園になることを目指します。

3-2 基本方針

前述の基本理念に基づいて、次の5つの視点に立ち、整備を推進します。

また、SDGs取組を推進するため、関連するSDGsのアイコンを示します。

（1）子ども一人ひとりが主役の保育園

- ・自分の目を見て、自分の耳で聞いて、自分の頭で考えて行動できる子どもに育てる
- ・それぞれの個性を尊重し、子ども一人ひとりに寄り添った保育を行う



（2）保護者に寄り添い、子どもの成長を喜び合える保育園

- ・様々な悩みを持つ保護者を受け止め、保護者に親しまれる子育て支援拠点を旨指す
- ・子育ての孤立化や負担感を軽減する保育のセーフティーネット機能を果たす



(3) 保育者が輝く保育園

- ・研修や研究を通して、互いに学び合い、高め合う
- ・保育者自身の主体性を引き出し、個々の能力をみがく



(4) 自然と共生する保育園

- ・食育・食農、環境教育、木育など里山の暮らしから学ぶ
- ・建物や園庭が教材となり、五感を総動員できるような豊かな環境を創出する



(5) 地域にひらかれた保育園

- ・地域資源を有効に活かし、子どもたちの学びの場を地域にまで広げる
- ・子どもと地域をつなぐ場をつくり、子育てを通して地域をつなぐ



(6) 子育て世代が住みたいと思うまちづくりに貢献する保育園

- ・「子育てするなら君津」をスローガンに子育て支援や保育の充実を図る
- ・自然豊かな貞元の特徴を生かした子育てを内外に発信する



3-3 施設整備方針

(1) 安全でゆとりと潤いのある施設

- ・安全安心で災害に強い施設をつくります
- ・木質化や植物由来の自然素材を用いて健康に配慮した施設をつくります
- ・バリアフリー化に配慮した施設をつくります

(2) 子どもたちの主体的な育ちを支える施設

ア 自発的で創造的な活動を促す環境整備を図ります

- ・子どもが好奇心を抱くような環境や、子どもが一人になりたい空間など、多様性や選択性に富んだ環境を創出し、子どもたちの思考力や想像力を伸ばします

イ 自然体験が可能となる環境整備を図ります

- ・自然との触れ合いや体を使った遊びができる屋外・半屋外環境を整備します
- ・自然がもつ奥深さや多様性から学べるような園庭をつくります

ウ 生活文化に根差した生活体験が可能となる環境創出を図ります

- ・菜園など食育や食農保育を実践できる場をつくります
- ・軒下、土間、縁側、かまどなど日本の生活文化の継承につながる場をつくります

(3) 保育士が働きやすい施設

- ・働きやすい職場環境や研修機能の充実など、質の高い保育が実践できる環境を整備します
- ・機能的な動線や使いやすい収納、ICT導入などによる業務の効率化を図ります

(4) 家庭や地域との連携・協働を促す施設

- ・子育て支援活動の中核施設としての機能を併設します
- ・保育・家庭・地域の連携が図りやすい場をつくります

(5) 持続可能な社会の実現に貢献する施設

- ・環境教育の実践や自然との共生を考慮した施設づくりを目指します
- ・地域住民、高齢者との交流など地域とのつながりの場をつくります
- ・先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制等により一次エネルギー消費量を削減し、ZEB Ready以上を目指します

(6) 子育て世代が魅力を感じる保育・子育て環境

- ・市民参加型・つくるプロセスを共有できる施設づくりを目指します
- ・地域に開かれた施設として、地域の縁側、地域のサロンなど地域の人が立ち寄りやすい場をつくります
- ・発達支援や医療的ケアなどの新たな子育てニーズの増加にも対応できるよう、将来的な周辺土地利用など考慮した施設づくりを検討します

第4章 法的制約および安全性の整理

本章では施設整備に向けて、法的制約や安全性を整理します。

4-1 計画地の概要

(1) 計画地の環境

(仮称) 貞元保育園計画地は小糸川の南に位置し周囲には水田が広がり、南側には三舟山を望む自然豊かな環境にあります。

(2) 君津地区の保育園・幼稚園の配置

君津地区では施設の老朽化や多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育園から民間保育園への移行を進める一方、公立保育施設は人見こども園と(仮称)貞元保育園に集約します。(仮称)貞元保育園は、君津地区の中央に位置することから、公立、民間保育施設との連携を強化する基幹保育園としての役割を担います。



4-2 法的条件の整理

(1) 法規制

計画地の法規制概要

所在地	君津市貞元303番1、外11筆
地目	雑種地
敷地面積	約9000㎡（予定）
前面道路	東側：君津市道 1865号線 貞元・喜平線
	北側：君津市道 1416号線 南久保・貞元線
都市計画区域	都市計画区域内、市街化調整区域
用途地域	指定なし
地域地区	指定なし
地区計画	なし
農業振興地域	除外済
建蔽率	60%
容積率	200%
道路斜線	1.5/1 20m
隣地斜線	1.25/1 立上がり20m
北側斜線	制限なし
日影規制	制限なし
埋蔵文化財	包蔵地 富吉遺跡

(2) 基本計画に向けて課題となる法的条件・調査等の整理

ア 開発許可（都市計画法）

計画地中央を横切る水路を宅地に変更するため、開発行為に該当します。そのため、東側前面道路の貞元・喜平線を幅員9m以上となるよう道路拡幅が必要です。

イ ボーリング調査

建築設計を進めるにあたり、ボーリング調査が必要です。

ウ 埋蔵文化財調査

計画地は埋蔵文化財包蔵地のため、調査実施が必要です。既に行われた試掘調査結果を踏まえ、令和3年11月～令和4年12月に本調査を行う予定です。

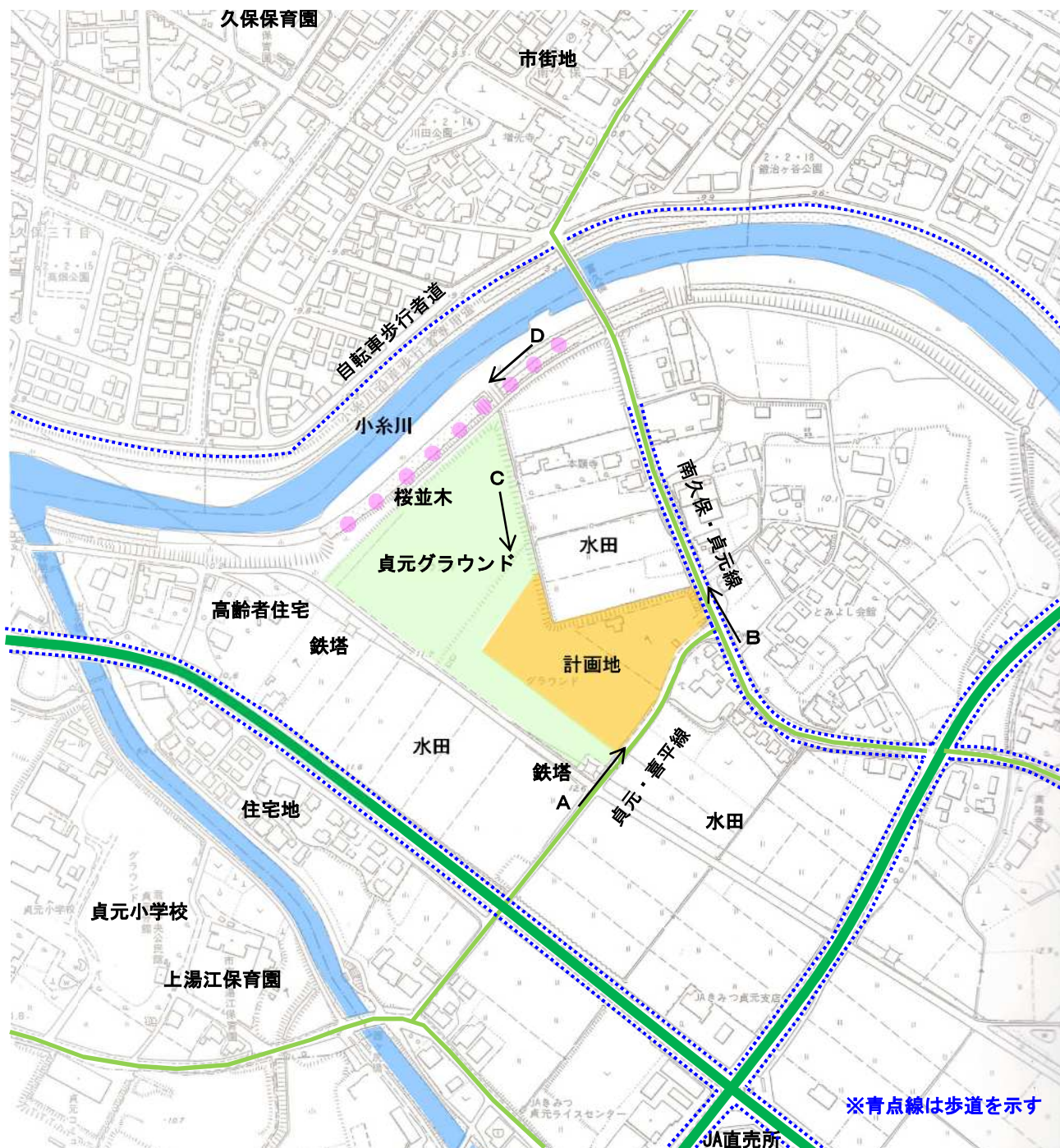
エ 東側前面道路（貞元・喜平線）拡幅工事

開発許可条件に沿って貞元・喜平線の拡幅を行います。道路拡幅範囲や幅員については、基本計画で引き続き検討します。

4-3 周辺環境

計画地は指定緊急避難場所に指定されている貞元グラウンドと接し、計画地周辺には水田や集落が散在します。北側には桜並木のある小糸川、南側に房総丘陵の三舟山を望むなど自然の豊かな景色が広がります。近隣には貞元小学校、サービス付き高齢者住宅、JA直売所などがあります。

また、周辺道路は貞元・喜平線および南久保・貞元線があり、市街地へ通じるバイパス路として機能しています。



計画地は南久保・貞元線と貞元・喜平線の2つの道路のうち、東側前面道路（貞元・喜平線）は車道が狭く、歩道も整備されていない状況です。



A（前頁地図に撮影点を記す。以下同様）
東側前面道路（貞元・喜平線）
道路幅員は約4mで歩道未整備
左側奥が計画地で道路とほぼ平坦に接続する
左側手前には計画地外にある送電用鉄塔が見える



B
北側前面道路（南久保・貞元線）
道路幅員は約5mで歩道は両側に整備されている
左側が計画地で道路面より1m程高くなっている
手前には防風林として機能している屋敷林が見える



C
貞元グラウンドから計画地方向を見る
段状に計画地側が高くなっている
左側にある田畑との高低差は3m弱



D
右手に小糸川、正面に川沿いの桜並木
左手に貞元グラウンドへ上がる土手をみる
対岸には川沿いの歩道が整備されているが、
計画地側は整備されていない

4-4 前面道路拡幅の検討

(1) 貞元・喜平線の現況

ア 現況整理

北側前面道路（南久保・貞元線）は車道幅員5m程度で双方向車両交通に支障はなく、両側に歩道も整備されています。

主たる前面道路にあたる東側前面道路（貞元・喜平線）は、現状幅員が4m程度で自動車の双方向通行には不十分です。また、歩道が整備されていません。

イ 問題点

貞元グラウンドは災害時の指定避難場所になっており、保育園整備後も同様の役割を担うため、緊急車両動線の確保は必須です。

（仮称）貞元保育園の開園（令和6年4月予定）後は送迎車や歩行者の増加見込まれ、安全面やスムーズな交通の確保という観点から、現状の幅員では不十分です。

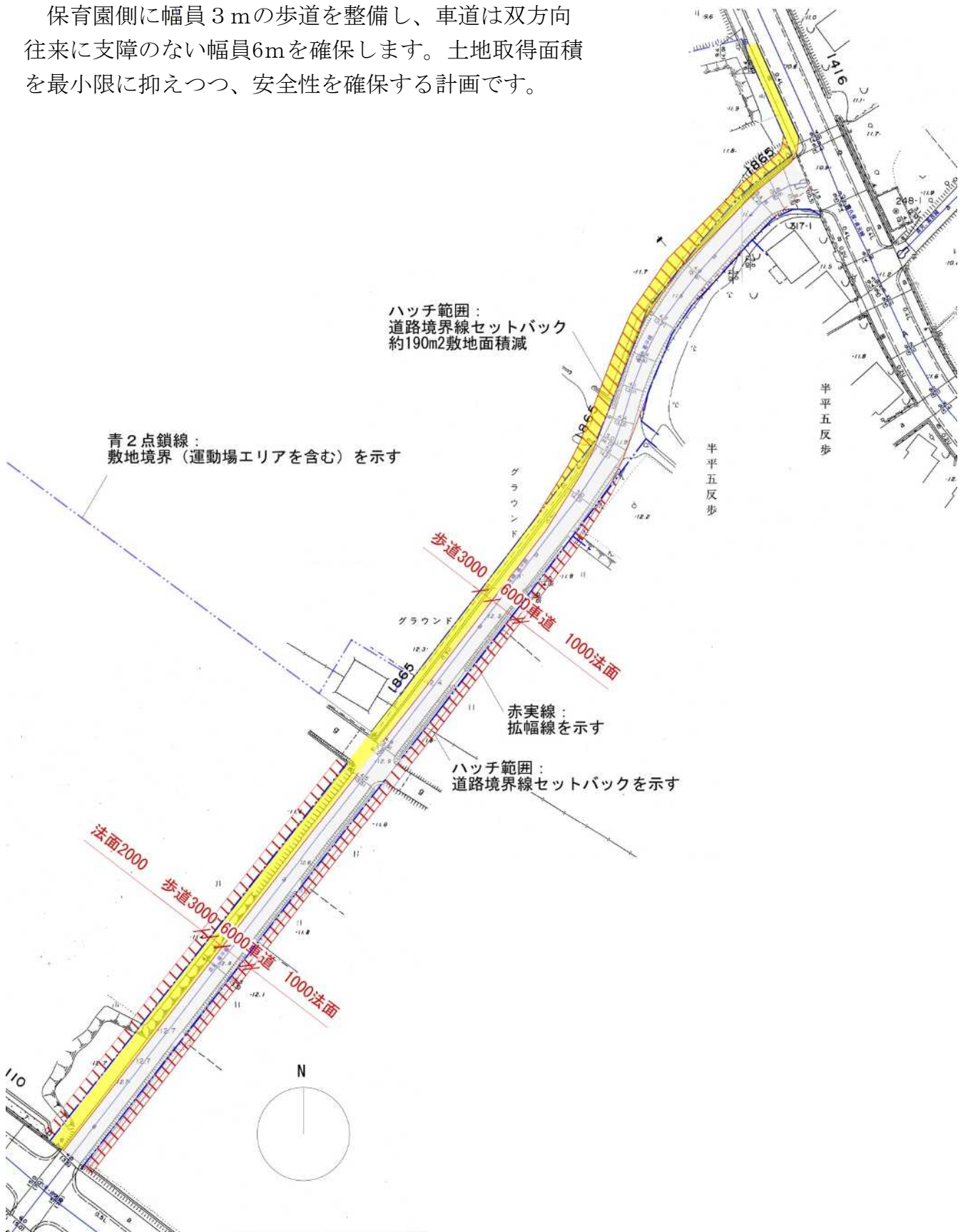
ウ 対策

双方向通行可能な車道幅員の確保と、歩道整備が必要です。



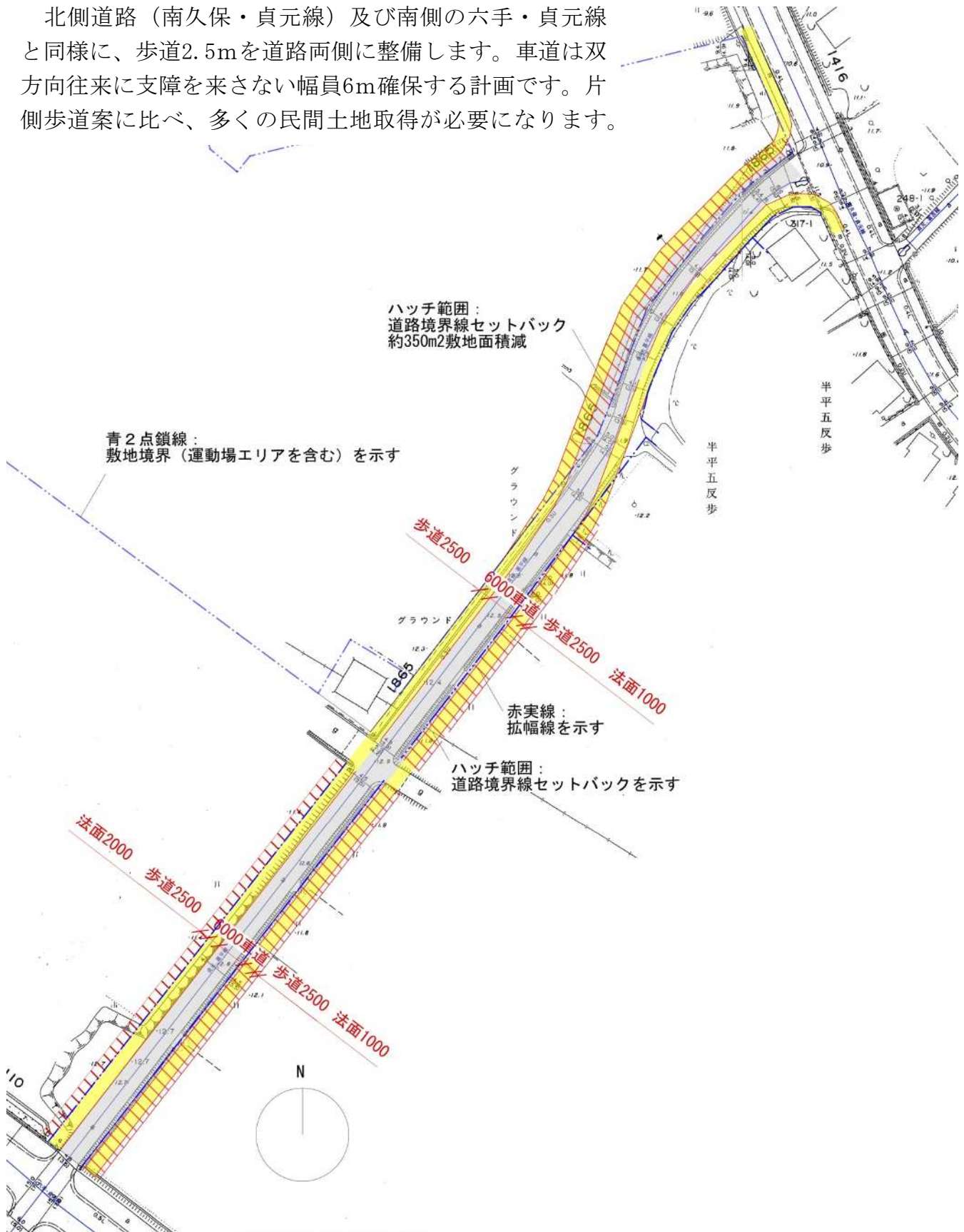
(2) 貞元・喜平線の拡幅方法の検討1 片側歩道案

保育園側に幅員3mの歩道を整備し、車道は双方向往來に支障のない幅員6mを確保します。土地取得面積を最小限に抑えつつ、安全性を確保する計画です。



(3) 貞元・喜平線の拡幅方法の検討2 両側歩道案

北側道路（南久保・貞元線）及び南側の六手・貞元線と同様に、歩道2.5mを道路両側に整備します。車道は双方向往來に支障を来さない幅員6m確保する計画です。片側歩道案に比べ、多くの民間土地取得が必要になります。



4-5 災害リスクの分析と対応策の検討

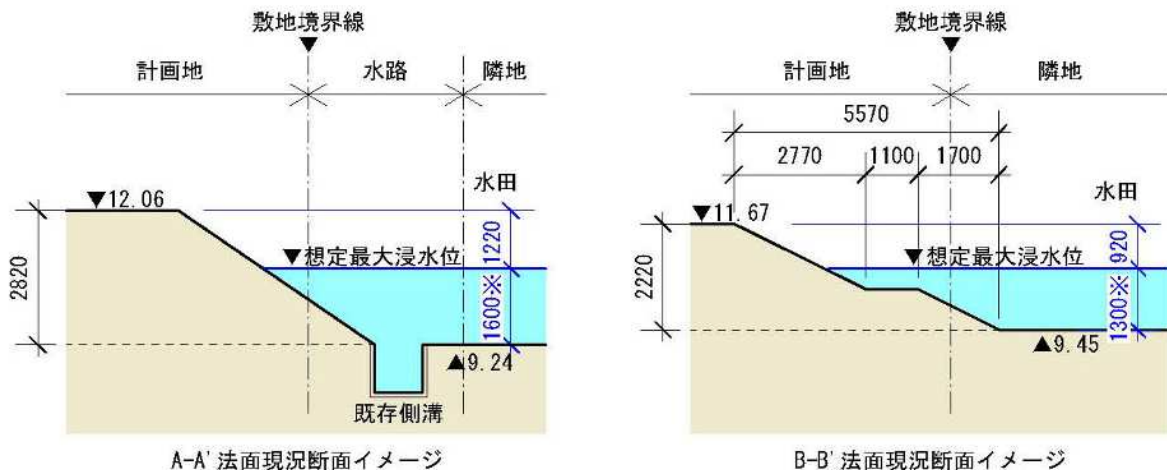
(1) 水害対策

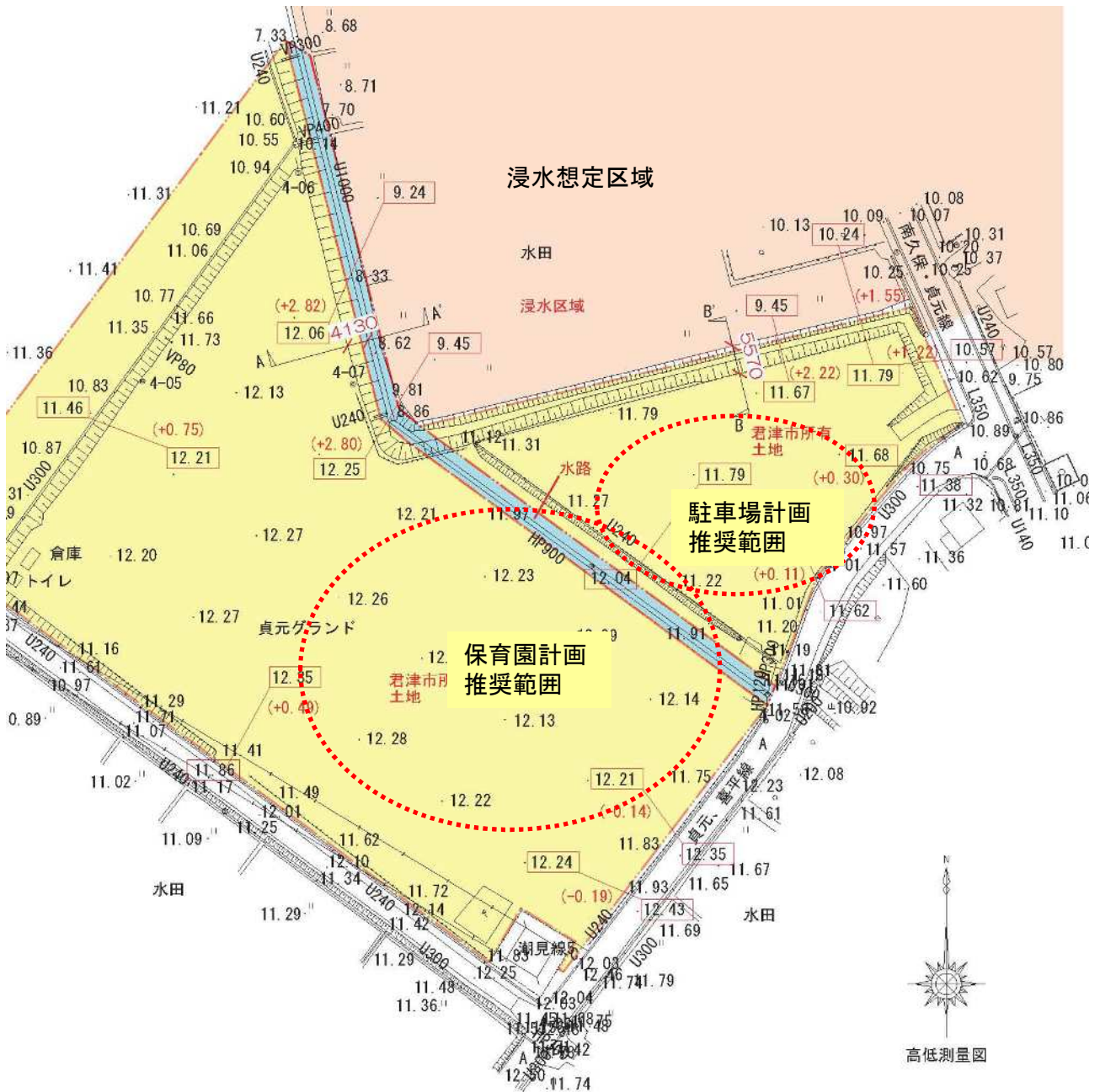
計画地（貞元グラウンド）は指定避難場所に隣接しており、今後も保育園一帯は避難場所としての機能を併せ持つこととなります。小糸川沿いは洪水浸水想定区域に指定されていますが、計画地は洪水浸水想定区域外です。しかし、北側隣地（水田）は浸水区域に指定されており、水害に対する十分な検証と対策が必要です。



ア ハザードマップによる検証と対策

計画地内外の高低測量（次頁）によると、計画地内と隣接する水田との高低差は2.2~2.8m程あります。洪水ハザードマップから隣地の想定最大浸水水位は1.6m程度です。計画地はこれよりさらに0.6~1.2m程度高く、計画地内までの浸水の可能性は極めて低いと考えられます。更なる安全性を確保するには、1階床レベルを上げる、あるいは建物周りの地盤面を高め設定するなどの方法があり、バリアフリーや機能およびコストなど設計段階で多角的に検討します。





()内は高低差を示す

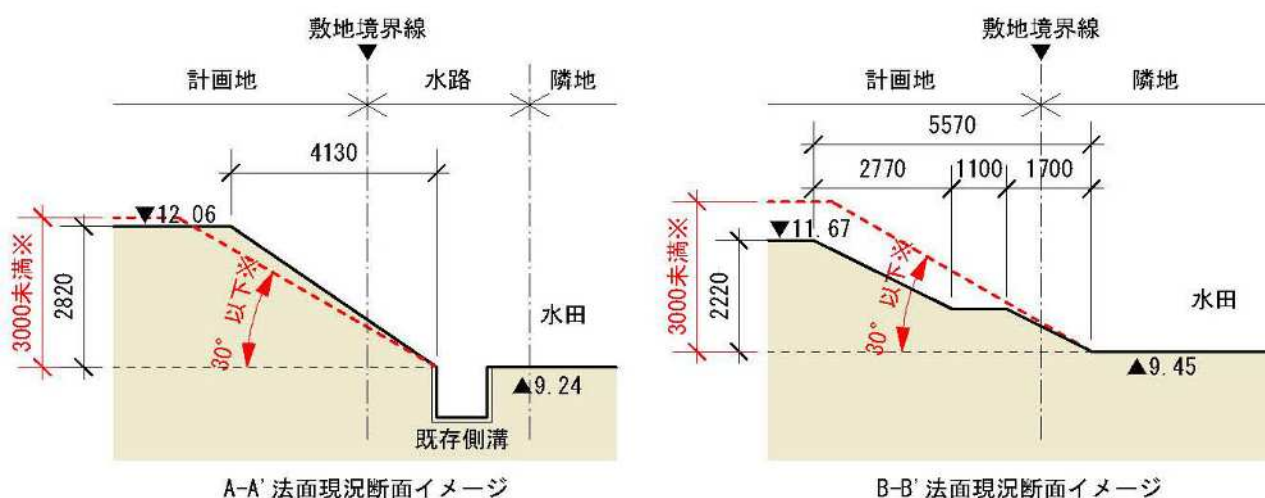
イ 高低測量図による検証と対策

- ・北側の小糸川流域に向けて地盤が段状に低くなっており、本計画地内は南寄りの地盤面が高いことから駐車場エリアを北側に計画する土地利用が有効です。また、南久保・貞元線からの進入路は斜路を用いるなど1.2mのレベル差を解消するよう計画します。
- ・貞元・喜平線とのレベル差は、南寄りの部分で道路レベルより計画地内が低い部分があるため、逆勾配にならないよう計画地を約20cm程度高く設定するなど基本計画で検討します。

ウ 法面の安全性についての検証と対策

下図、A-A' 断面の範囲では、隣地水田との法面は勾配が30度以上のため法面崩壊による土砂災害の可能性があります。ボーリング調査の結果等によっては法面補強を行うなどの対策が必要です。がけ地条例で採用される3m以下の高低差かつ30度以下の斜線に収まるよう、法尻から建物を6m程度十分離してに配置するなど建物を法面から適切に離れた配置計画が重要です。

B-B' 断面部の範囲は30度未満のため、土砂災害の可能性は低いものの、ボーリング調査等で安全性を確認します。



※高低測量図から算出した想定断面図です。実際の法面形状と異なる場合があります。

(2) 地震対策

多数の者が利用する施設として位置づけられた公共施設に求められる耐震安全性（構造体Ⅱ類-重要度係数1.25、建築非構造部材B類、建築設備乙類、木造はそれと同等の構造強度）を適用します。

構造形式は、鉄筋コンクリート造、鉄骨造などが考えられますが、ボーリング調査結果に基づき適切な構造設計を行います。

耐震安全性の分類

施設の用途	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(3) 強風・竜巻対策

屋根周辺部の留め付け強度を高めるなど部材接合部を安全側の耐風圧を設定し、ガラスには飛散防止フィルムを張るなど、強風災害に配慮した設計・施工を行うことが重要です。

(4) 停電・断水対策

太陽光発電、自家用発電設備、太陽熱利用による給湯設備、井戸水の確保、雨水利用などの導入を検討します。

(5) 感染症対策

「感染経路」には「接触」「飛沫」「空気」の3種類があります。

「接触」は患者が直接・間接的に触れることによる感染経路です。建築計画の工夫により、「手指衛生」「環境表面」等の対策を行い、「飛沫」については、飛沫到達距離を考慮した家具配置を行うなど運営との調整を図りながら計画します。「空気」については、自然換気の出来る窓の採用やトイレなどは「陰圧換気」を行うなどで対応します。

また、軒下などの半屋外空間は感染症対策の観点からも有効です。重力換気や2面開口など効率的な換気対策を計画するとともに、保育室等の面積は設置基準より余裕を持ち、離隔を確保しやすい環境を整えることも重要です。

4-6 構造種別の検討

(1) 上部構造の構造種別の検討

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造の特性について、以下の表にまとめます。

項目	評価	鉄筋コンクリート造	評価	鉄骨造	評価	木造
主架構	—	ラーメン架構または壁式架構	—	ラーメン架構	—	中～大断面集成材、CLT工法
基礎	×	建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	△	木造に比べ基礎に要するコストが高くなる	○	建物自重が軽く、基礎に要するコスト低なる
耐火性	◎	耐火構造とするのは容易	○	耐火構造とするためには耐火被覆等が必要となる	○	耐火構造とするためには耐火被覆等が必要となる
防音・防振性	◎	遮音性能、防振性能に優れる	○	RC造と同程度の遮音性能、防振性能は確保	△	燃代設計により準耐構造は可能、不燃パネル等の被覆層を設けて耐火構造が可能
癒し効果	×	なし	×	なし	◎	非常に高い
耐久性	◎	強度、耐震性に優れる	○	RC造に比べると建物の水平剛性は小さい	○	RC造に比べると建物の水平剛性は小さいが変形性能に優れる
施工性	×	鉄筋、型枠、コンクリート工事は煩雑で工期は比較的長くなる	△	部材の工場製作等で工期を短縮することが可能	○	基礎の省力化、部材の工場製作で工期を短縮することが可能
維持管理	—	コンクリートの中性化、構造クラック等に留意する。	—	鉄骨の防錆に留意する。	—	木材の腐食、防蟻に留意する。
屋上利用	◎	アスファルト防水など屋上の防水性が高く、屋上植栽なども可能	○	シート防水など屋上の防水性が高く、屋上植栽なども可能	○	シート防水や勾配屋根の上に束建てして床として利用することが可能
環境負荷	×	CO2排出量大	×	CO2排出量大	◎	唯一持続可能な建材であり、木材の量に比例してCO2を貯留する
コスト	△	仕上げを含め坪100万～120万程度(外構を除く)	△	鉄骨資材の高騰によりRC造よりもコスト増になることもある	○	平屋であればRC造よりもコスト縮減が可能だが、木材高騰の可能性もあり得る

評価

RC造	堅牢性、耐火性、耐久性に優れるが、基礎や工期面でコスト増となる。
鉄骨造	ロングスパンが必要な遊戯室などには相応しいものの、保育園の性質上鉄の良さを発揮しにくい。
木造	耐火対策やディテールなど高度な設計スキルが必要だが、工期短縮やコスト縮減が可能。利用者への心理的安心感や地球環境に優しいなど教育的効果が高い

(2) 基礎構造

基本設計段階でボーリング調査に基づき、基礎構造形式を検討します。

(3) 木造化の推進

本市では、地域産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、君津市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とした「君津市公共建築物等における木材利用促進方針」を定めています。

そのため、本整備においては耐火建築の不要な木造建築も可能であることから、引き続き基本計画で検討していきます。

第5章 事業工程

本章では基本構想から開園までの全体工程を明確にします。

5-1 事業工程

基本構想・基本計画を策定後、基本設計・実施設計を行い、施工業者選定後の令和5年1月に（仮称）貞元保育園新築工事に着手し、令和6年4月の開園を目指します。

開発許可申請及び埋蔵文化財調査は建設工事前に、貞元・喜平線拡幅整備工事は開園準備前の令和5年12月に完了を目指します。

本事業は基幹保育園としての新たな取り組みを推進する上で基本構想・基本計画を反映し、施工や運営を左右する基本設計・実施設計は重要な業務となります。そのため、基本計画では引き続き工程計画を検討し、無理のない事業工程の策定を目指します。

	2021年度 (R3年度)												2022年度 (R4年度)												2023年度 (R5年度)												2024年度 (R6年度)						
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7		
保育園整備	基本構想・基本計画																																										
	基本設計・実施設計												工事																														
開発許可申請																																											
	事前協議												申請																														
埋蔵文化財調査																																											
	調査																																										
道路拡幅整備																																											
	測量・設計												工事																														
保育園運営																																											
																									準備							開園											

遵守すべき法令関係

1 法令等

- 都市計画法
- 建築基準法
- 消防法
- 文化財保護法
- 浄化槽法
- 児童福祉法
- 児童福祉施設最低基準
- 保育所保育方針
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

2 条例

- 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 千葉県福祉のまちづくり条例
- 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例
- 君津市景観条例

3 その他

- 許可申請書・協議書等